平成23年11月18日

都道府県医師会 社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 鈴 木 邦 彦

東日本大震災に伴う評価療養及び選定療養の特例取扱いについて (入院期間が180日を超える入院患者)

東日本大震災において、特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の東北3県につきまして、本年8月1日~3日、中医協委員による被災地訪問・意見交換会を実施し、その結果から、現場の生の声を基に被災地医療の支援策として診療報酬上の算定要件の緩和措置等を中医協において協議し、実施可能なものから早急に対応することとし、すでに看護職員の不足に対する措置(入院基本料の看護配置基準等の要件緩和)や退院の受け皿となる後方病床の不足に対する措置(月平均在院日数要件の緩和)を実施しているところであります。

今般、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関においては、東日本大震災の影響により、やむを得ず入院が長期化し、入院期間が180日を超える患者について、保険医療機関が患者ごとに『別紙様式』に必要事項を記載の上、地方厚生(支)局長に届け出た場合であって、当該患者の自宅が倒壊している場合等、東日本大震災の影響によりやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難が伴うと判断される際には、当該患者は180日を超える日以後の入院にかかる選定療養の適用除外となり、入院基本料等の減額は行われないこととなりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、本特例取扱いは平成24年3月31日までとし、特例取扱いを受ける場合には、当該診療月の翌月10日までに別紙様式に必要事項を記入の上、地方厚生(支)局長に毎月届け出るものであります。

〈添付資料〉

東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件の取扱いについて (平23.11.15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課) 地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する 別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件の取扱いについて

東日本大震災の影響により、自宅が倒壊している場合や後方病床が不足している場合などに、やむを得ず保険医療機関における入院が長期化している患者については、180日を超える日以後の入院に係る選定療養の適用除外としたところであるが(平成23年厚生労働省告示第433号)、その取扱いについては、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

記

1 地方厚生(支)局長への届出について

岩手県、宮城県又は福島県に所在する保険医療機関においては、東日本大震災の影響により、やむを得ず入院が長期化し、入院期間が180日を超える患者について、保険医療機関が患者毎に別紙様式に必要事項を記載の上、地方厚生(支)局長に届け出た場合であって、当該患者の自宅が倒壊している場合等、東日本大震災の影響によりやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難が伴うと判断される際には、当該患者は180日を超える日以後の入院に係る選定療養の適用除外となり、入院基本料等の減額は行われないこと。

2 毎月の報告について

当該届出は、毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに別紙様式に必要事項を 記載の上、地方厚生(支)局に届け出るものとする。

3 本取扱いの期限について

本取扱いについては、平成24年3月31日までとすること。

印

入院期間が180日を超える入院患者に関する報告書

厚生(支)局長 殿

				診療年月	平成	年 月
患者名		爭	入院日	平成	年	月日
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	入院日総数	(平成	年 月	日 日時点)
入院の契機となった 傷病名	() 治療を長期化させる 原因となった傷病名)			
行っている治療内容						
退院できない理由 (自宅が倒壊している 場合や後方病床が不 足している等の理由 を詳細に記載するこ と。)						
退院の予定及び退院へ向けた支援の概要						

(医療機関名)

(担 当 者)